

## 奈良地方裁判所委員会 議事概要

### 1 日時

令和4年6月30日(木)午後3時20分から午後5時00分まで

### 2 場所

奈良地方・家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

(地裁委員)

柳井尚美、樋上謙士、真柳宏二、今井健至、成瀬九美、山崎靖子、福田あずみ、寺本佳子、田中健治

(事務担当者等)

橋本悦次、西村徹也、浅野ゆかり、寺峰功、安川知寛、黒澤郁夫、安藤和孝、鶴川佳子

### 4 議事(□:委員長, ○:委員(裁判官委員を除く)、△:裁判官委員, ●:事務担当者等)

- (1) 委員長挨拶
- (2) 基本説明・模擬手続見学
- (3) 意見交換

テーマ「民事訴訟のIT化について」

- (4) 新任委員紹介・挨拶
- (5) 前回テーマの事後報告

□ 先ほど見学いただいたウェブ会議の模擬手続についてどのように思われたのかや、ウェブ会議の活用といった民事訴訟のIT化全般についての利用者の視点からの気づき等を伺いたい。

○ 奈良地裁においては、IT化が始まった頃と比べるとウェブ会議が5倍以上増加し、争点整理手続の半分以上で利用されているとの説明があったが、東京や大阪では、IT化を始めた頃から何倍に増えているのか。また、地方の裁判所ではどれぐらい増加しているのか。高齢者が多い地方の裁判所では、ITによる書面提出が難しいといったことや、IT化に向かない種類の裁判がある等の事情はないのか。東京、大阪といった都市部と、それ以外の地方都市とのIT利用状況の違いを教えてください。

△ 令和4年6月の速報値であるが、全国におけるウェブ会議の利用件数は約27万件になっている。ウェブ会議が始まった当初は、弁護士もウェブ会議に慣れていないこともあり、裁判所からウェブ会議の利用をお願いしても、「電話で対応したい。」と回答されることが多かった。しかし、ウェブ会議は使い勝手がよいという印象が次第に広まったことや、コロナの影響もあるが、裁判所へ行かなくても手続ができる点が非常に便利であると認識されたことのほか、裁判所から積極的にウェブ会議の利用を呼び掛け続けたこと等により、ウェブ会議の利用がかなり伸びた。ウェブ会議を頻繁に利用している裁判所では、争点整理手続の7割以上で利用され

ているが、二、三割程度にとどまっている裁判所もあると聞いている。

基本的に原告、被告の双方に弁護士がついている事件であればウェブ会議による手続が可能であるが、当事者本人が法廷での手続を希望する場合や傍聴人が多数いる場合等はウェブ会議の利用に向かない。

なお、現段階では、代理人がついていない場合、いわゆる本人訴訟においては、ウェブ会議による手続は行っていない。

- 大都市圏と地方圏とを比較する統計は取られていない。
- 電話会議システムでのやり取りでは、誰と誰が会話しているか分かりにくく、聞いていて混乱した。ウェブ会議でのやり取りでは会話をしている状況が分かりやすくて非常によかった。また、ウェブ会議は、裁判手続の進行状況を全員で共有できるところがよかったと思う。
  - W i - F i を使用されているとしたらセキュリティの問題への対策はできているのか。また、通信が不通になった場合には、手続を中断したり、電話会議システムに切り替えたりするのか。
- △ ウェブ会議で使用しているソフトは T e a m s であるが、ログインの際の認証手続により、不正アクセスを防ぐ対策を講じている。また、通信が途切れた場合は、電話会議に切り替えることになる。電話会議に必要な機器はウェブ会議システムのそばに置かれており、すぐに切り替えることができる。双方を電話会議に切り替える場合や、通信が途切れた片方だけを電話会議に切り替える場合がある。裁判所も弁護士もウェブ会議システムの操作や接続に慣れてきており、導入当初に比べてトラブルも減ってきている。
  - 通信を誰かに傍受される危険はないのか。個人的には、ホテル等のフリー W i - F i の利用はためられる。
  - ほとんどの代理人は事務所のパソコンと通信環境を利用しており、公衆 W i - F i を利用している代理人はあまりいないと思う。
  - 代理人が事務所でウェブ会議を行う場合、事務所内には手続と関係のない人物もいるのではないか。何かルールはあるのか。
- △ 事務所のどの部屋を利用するかは、弁護士に任せており、会議室のような部屋にパソコンを持ち込む方もいれば、自席で行う方もいる。自席で行う場合は、近くで他の弁護士が仕事をしていることもあるので、ヘッドセットを使用したり音量を小さくしたりする等の対策が講じられていると聞いている。
  - 模擬手続を見て感じたことだが、証拠品の共有について教えてもらいたい。対面の手続において持ち込まれた証拠品そのものの共有と、ウェブ会議の手続における証拠品を表示した画面の共有とでは違いが生じるのではないか。ウェブ会議における画面共有は、提出者側が一方的に表示するもので、裁判所や相手方は触られないというか、十分な確認ができないのではないか。
- △ 対面の手続において裁判所に証拠として正式に提出されたものは、相手方に写しが交付された上で、裁判記録にも綴られる。一方、ウェブ会議による手続では、T e a m s の共有ファイルにデータをアップロードして、共有した画面を見ながら提出側が説明をすることになるが、データは共有ファイルに保存されるので、手続終

了後に相手方が確認することも可能である。また、対面の手続において、正式な証拠として提出する前の資料を三者で事実上確認する場合もあるが、そのためには裁判所に資料を持ってきてることが必要である。一方、ウェブ会議であれば、まだ証拠として提出されていない書類を確認する必要が生じたとしても、事務所から参加している弁護士がすぐに Teams にアップロードして確認することができるため、利便性は高いと感じている。

- 裁判所は、厳格な手続を慎重に実施しているイメージを持っていたため、ウェブ会議システムを活用して効率的に手続を進める状況を見て大変驚いた。模擬手続ではモニターが少し離れた位置に置かれていて証拠資料が確認しにくかったが、実際の手続においては、画面が見えにくい場合には、手元にタブレットが用意されたりするのか。
- △ 当事者が裁判所に来ていない場合は、裁判官が目の前のパソコンを使用して手続を進める。当事者が来ている場合は、パソコンの画面をモニターに映して見もらうが、見えにくい場合は画面をズームする等している。現段階では手元用のタブレットは整備されていない。
- 自治体でもDX化を進めているが、住民目線でのDXをキーワードとして、IT弱者を切り捨てないとの視点を常に意識している。
- 各委員の職場でもいろいろな形でIT化を進めていると思うが、そこでの工夫等を紹介していただきたい。
- ウェブ会議は弁護士がついている場合にのみ行う扱いはしばらく変わらないのか。
- △ この度成立した改正法が施行されれば、本人訴訟においてもウェブ会議が可能となる。
- 以前沖縄で勤務していたが、このような離島が多い地域では、裁判所に行くには船に乗る必要があり、欠航のリスクもある。ウェブ会議システムがもっと浸透するとそのような心配もなくなり、利便性が向上すると考える。
- 例えば、原告、被告が法人であって、IT環境が整備されている場合においては、裁判所、各弁護士事務所、原告、被告の5地点接続は可能なのか。
- △ 可能である。代理人と依頼者とが直接対話できない等の問題点は今後検討していくことになると思う。
- 現状では、原告や被告とその代理人が別々に参加することはあるのか。
- △ 現状ではない。改正法施行後の課題であると考えている。
- 弁護士が複数いる場合、2か所の事務所から接続することは可能か。
- △ 現在でもそのような場合には2か所の接続を行っている。
- 原告代理人が2か所、被告代理人が3か所の合計5か所を接続することも可能か。
- △ 実際にそのような事例は経験していないが、技術的には可能である。
- ウェブ会議の導入によって、時間はどれくらい短縮されたのか。
- △ 具体的な統計はないが、期日の間隔が短くなったことは実感している。これまでは裁判所への移動時間を考慮すると、なかなか期日が入りにくいこともあったが、

そのような制約がなくなったため、日時調整が柔軟になって期日を入れやすい状況にはなっている。

- 弁護士としては、IT化が進んでも期日間の準備事務等が減るわけではないが、裁判所への移動時間がなくなることは非常に便利である。例えば、奈良地裁の期日と大阪地裁の期日とを連続して入れることができる等、期日の入れやすさは全く違っている。
- 見学した模擬手続について、電話会議では原告や被告本人が裁判所の手続に参加している実感をどれほど持てるのか疑問に感じたが、ウェブ会議では手続に参加している実感、安心感が持てるのではないかと感じた。
- 時間短縮や利便性の向上はとてもよいことだと思うが、今後、本人が参加するようになった場合のプライバシー、例えばパソコン画面のスクリーンショットの悪用や、自分に都合のよい部分だけを切り取ってSNSに流す等の行為が考えられるが、これらについて何らかの検討はなされているのか。また、高齢者等のIT弱者に対する配慮はどのようなものか。
- △ 本人がウェブ会議に参加する際の不正や悪用については、法改正時から議論されている。非公開の場が保たれているか、第三者が手続の指南をしていないか等も懸念材料であるところ、例えば、ウェブカメラで周囲を映してもらって不正がないかを確認する方法や、システム自体に不正を防止する機能をつけられないか等が議論されている。また、高齢者や身体の不自由な方にこそ、裁判所に来なくても手続に参加できる環境を整えることが大切だと思っている。裁判所だけでなく、法務省等の関係機関が連携して、そのような方々にも利用しやすい方法を検討し、運用していく必要がある。
- デジタル化、IT化が進んでウェブによる手続が広がっても、裁判所に赴いて手続を行う従来型の方法がなくなるわけではない。
- 自治体におけるIT弱者に対しての取組をご紹介頂きたい。
- 皆さんにIT機器に馴染んでもらってリテラシーを高めることが大切である。一方で紙媒体による情報の提供も継続している。
- 医療界における取組はどのようなものか。
- 本年4月の診療報酬改定で、初診からのオンライン診療が認められるようになった。離島や山間地等医療アクセスの悪い方に対してのオンライン診療は有効であると考えられる。しかし、単に忙しい等の理由によるオンライン診療には疑問を感じている。医者は五感を使って患者に向き合っているため、対面でないと分からないことがあり、利便性を追求するだけのオンライン診療は違うと思う。医療アクセスの悪い地域における利便性の向上については、医師会でも考えているところである。  
質問だが、裁判所が考えるよりよい裁判とはどのようなものか。
- △ 適正・迅速な裁判に尽きるが、例えばIT化により情報共有がよりよいものになった。これまでは、争点や次回の予定を口頭で確認しており、なかなか正確に伝わらなかったり、認識のずれが生じることがあったが、Teamsを使用することによって、その日の議論の成果が効率的に共有でき、認識違いも防ぐことができる。また、今まで文書でやり取りしていたこともその場で一覧表にして確認することが

できるので、争点の整理が迅速になった。こうしたことが早い解決につながるほか、十分な議論を尽くすことで裁判手続の利用者にも納得してもらえると考える。

- 迅速であるということは、単に速さの問題だけではなく質の向上につながると思う。時間がかかると、例えば証人尋問で証人が5年も前の話を今更聞かれても分からないということになるし、当事者が揉め事から解放されるのも遅くなる。移動時間を考えると裁判所に行くのが無理な場合でも、ウェブ会議であれば参加できることもある。刑事裁判も同じで、スピードは裁判の質の一つの要素であり、迅速であること自体に大きな価値があると思う。
- 本日頂いた貴重な意見を、今後の取組に生かして参りたい。